

「女性の国民化」と婦選運動に関する覚書

小 川 崇

Memorandum for placing the Movement for Women's Suffrage
in perspective of "nationalization of women"

Takashi OGAWA

はじめに

筆者は、これまで日本の戦前期における婦人参政権獲得運動¹とそこでの教育的活動について考察してきたが、その意図は以下のようなものであった。政治的存在として排除されてきた女性は、いかなる論理や実践をもって政治へと参入しようとしたのか、またそこでは一般女性への啓蒙などを含む教育的活動は婦選運動のなかでどのような意味を持ち、実際にはどのような呼びかけや働きかけを行ったのか。婦選運動は、国家という枠組みの中で参政権という政治的権利を要求するという性格上、運動の当時者はもちろんのこと、その対象となる一般の女性を積極的に「国民」として位置づけていくという方向性をもたざるをえない。婦選運動を単に政治的権利獲得のための運動としてのみではなく、「国民統合」の一貫として考察してみる必要があるのではないだろうか。本論では、このような意図の下に、相互に密接に関連している国家とジェンダーとの関わりの中に婦選運動を位置づけるために、「女性の国民化」²を考察することを目的としている。「国民化」という語には、いまだ一定の定義は与えられていないが、ここではさしあたり、ある種の態度や感覚の共有によって形成される「国民」という共同体に帰属しているという観念を内面化していくこと、またその「国民」の形成に能動、受動を問わず関与していくプロセスとしてとらえておくことにする。

参政権の獲得を目指す運動は、いわば「性別間の平等」を追求しながら、「国家への参加」を求めるといふ、困難を伴う運動である。それは、まず、自らを含む集団が政治的存在として排除されている社会のあり方を批判しなければならない。ここでは、性別役割という社会の構成原理がそれにあたる。そして、自らが政治に参入することによって、性別役割という原理を解体あるいは変革して、その後のあるべき社会像を示す必要がある。しかし、そのような新たな社会のあり方を、すでに政治的存在として性別役割に則って社会のあり方を定めている男性、より厳密に言えば、そのような社会のあり方の決定に影響を与え得る地位にいる男性に認めさせなければならないが、彼らにとっては、既得権や既存の秩序を侵すような運動は退けられるべきものとして映る。このようなマジョリティとしての男性に、女性の政治的権利を法的に認めさせようとするのが、婦選運動の第一の目的であり、また最初の困難である。

このような困難と関連して次の困難が生じる。それは、いわば手段の目的化とでも呼べる性格のものである。すなわち、前述のごとく、婦選運動は婦選獲得後の社会に関するヴィジョン

を描き、そのヴィジョンの実現という目的達成のための手段として、婦選獲得を目指すのであるが、その手段獲得という目的に対しての反発が強硬であることにより、一層手段の獲得が重視され、その結果として手段の獲得が目的化していく傾向を帯びる。また同時に、強硬な反発に対処しつつ、この目的化した手段の獲得を実現するためには、何らかの譲歩や妥協、そしてそれを正当化していく論理が必要とされるようになる。現状に対して異議申し立てを行おうという場合、何らかの譲歩や妥協が伴うことはあり得ることであるし、それが現実的な対応ということにもなるであろう。しかし、異議申し立ては何のために行われ、譲歩や妥協がどのような意味を持つのか、さらには将来的なヴィジョンとの関わりはどうか、ということに関する考察を欠けば、異議申し立ての目的実現自体が危うくなってしまう。

実際に、婦選運動の当事者たちは、「男女共に天賦の義務権利に即して新日本建設のための責務を負ふ」ために「法律上国家の一員たるべく」婦人参政権を要求し（婦選獲得期成同盟会発会式「宣言書」）、議会に対する働きかけを中心に運動を進めていくが、1931年「満州事変」以後は運動を「転換」せざるを得ず、選挙粛正運動や総動員態勢へと協力・加担していくことになる。性別間の「平等」を目指した運動が、結果として、政治に参加する権利を有することなく、国家への奉仕のみを負う存在という、まさに「二流国民」として統合されていったことを考えても、国家とそこにおけるジェンダーのあり方は密接に関わっているといえる。この点は、「女性の国民化」の一側面をなすものであり、その意味では、本論の主題である国家、ジェンダー、婦人参政権という概念の交差する地点でもある。

1. 国民国家における「統合の諸装置」と「国民化」

ベネディクト・アンダーソンは『想像の共同体』において、国民という概念をすでに存在する実体的なものから、「想像されたもの」へと転換した。そこでの国民の定義は、「国民とはイメージとして心に描かれた想像の政治共同体である——そしてそれは、本来的に限定され、かつ主権的なもの〔最高の意志決定主体〕として想像される¹⁾」とされる。このことは、すでに存在する国民が国家を形成するのではなく、国家が形成されることによってその構成員たる国民が創出される、ということを示している。

国民の実態が、このように「イメージ」されたものであるとすれば、国民の形成のためにはこの「イメージ」が共有されなければならないし、またそのための基盤が必要とされることになる。この「イメージ」共有のための基盤は、アンダーソンによれば、「出版資本主義」の出現であるという²⁾。出版資本主義の広がりとは、「普遍的」な言語に代えて、「口語」「俗語」が「出版語」として採用されることを促し、そこに言語による共同性とでもいべきものが生まれ、これを背景として「国民意識」の基礎が形作られてくるからである。しかし、この出版語を仲立ちとした共同性は、いわば無秩序に発達したものであり、言語的共同性の領域と政治的領域とは必ずしも同一のものではなく、それ故にひとつの言語を「国家語」として規定することにより、言語的共同性と政治的領域との一致が目指されるのであり、またそのような観念が規範化していくのである³⁾。アンダーソンはこのような「公定ナショナリズム」形成の典型を「帝政ロシア化」にみているが、こうした「公定ナショナリズム」が「モジュール〔規格化さ

れ独自の機能をもつ交換可能な構成要素⁹』となり、世界の諸地域へと移植されていくのである。

このプロセスのひとつの帰結として、小説や新聞が成立することになるという。この点に関して大澤真幸は「〈ネーション〉と小説が常にほぼ同時に登場してくるのは、〈ネーション〉という共同性を可能にする態度と、小説の文体を可能にする態度とが、同一のものだからである⁹』と述べている。この「態度」に不可欠な要素は、著者や読者が「諸々の出来事が同一の空間の中で同時的に生起していることを認知することができる」「超越的視点」であり、この視点が一見普遍的でありながらも限られた範囲内において、「あらゆる出来事に対して均等の関心を払う」ことによって共同性は感覚されるのである¹⁰。

この感覚や態度の共有といった事態は、「国民」というイメージの共有と重なりあうだろう。というのも、出版という情報技術が進歩・普及することで、日常生活が営まれる可視的な生活共同体を超えて、「国家語」として採用された言語を理解する「国民」という不可視の共同体への帰属意識がつかわれるからである。このような意識は様々な側面から成り立っており、それが形成される「場」は小説や新聞の紙上に限定されるわけではない。このようなプロセスは西川長夫によって「国民化（文明化）」として概念化されている。「空間」「時間」「習俗」「身体」「言語と思考」の諸相が想定されており¹¹、まさに「国民」の生活を覆い尽くしている。同時に、統合の諸装置が、フランス革命期をモデルとして、「経済統合」「国家統合」「国民統合」「文化統合」「市民（国民）宗教」の水準で整理されている。すなわち、「経済統合」として、交通（コミュニケーション）網、土地制度、租税、貨幣—度量衡の統一、市場など、「国家統合」として、憲法、国民議会、[集権的] 政府—地方自治体（県）、裁判所、警察—刑務所、軍隊（国民軍、徴兵制）、病院、「国民統合」として、戸籍—家族、学校—教会（寺社）、博物館、劇場、政党、新聞（ジャーナリズム）、「文化統合」として、国民的なさまざまなシンボル、モットー、誓約、国旗、国歌、暦、国語、文学など、「市民（国民）宗教」として祭典（新しい宗教の創出、伝統の創出）である¹²。これらの諸装置が、人々に様々なかたちで働きかけることによって、「旧制度下の住民とは根本的に異なる別種の人間（国民）への変容」¹³＝「国民化」が進展していくことになる。

「国民化」とは、「国民」という想像（創造）された「共同性」をもった集団に自己を同一化し、そのような態度を内面化することに他ならないが、この「国民化」を日常生活の様々な側面で維持し続けることが「統合の諸装置」の機能なのである。

2. 「女性の国民化」と婦選運動

前出の西川は、精力的に国民国家論を展開しているが、ジェンダーという要素はその内に位置づけられてはいない。そこに積極的にジェンダーを位置づけようとする論者のひとり、上野千鶴子である。以下では、上野の議論を基に「女性の国民化」を整理し、その問題を指摘してみたいと思う。

上野は「総動員体制」における「女性の国民化」について以下のように述べる。「女性の国民化」には「参加型」と「ジェンダー分離型」があり、それを分かつメルクマールは、女性の

兵役をどうとらえるかである。つまり、「参加型」の戦略を採用したアメリカやイギリスは女性兵士を採用したが、「分離型」を採用したドイツや日本では戦争初期に女性の政治活動を禁止し、最後までその「分離」体制を崩すことはなかった。すなわち、「分離型」とは、『性別役割分担』を維持したまま私領域の国家化をめざすこと」であり、「参加型」とは、『性別役割分担』そのものを解体すること」を意味する¹⁴。

この問題をより一般化すれば、「差異か、平等か」というフェミニズムにおける根本的な論争に連なる問題である。すなわち、「女性原理」とでもいうべき「本質」を積極的に価値づけることによって男女間の性差を極大化目指す立場と、法的・経済的・社会的に「男性なみ」の権利を獲得することで男女間の性差を極小化していこうとする立場の間の対立である。この「差異か、平等か」という二者択一を迫る問いのどちらを選択するにしても、その行きつく先には問題が待ちかまえている。「差異」を強調することは、男女は本来異なる存在であり、それ故に異なる処遇が正当であることの根拠を与えてしまうことにつながり、また「平等」を求めることの基準が「男なみ」であるかぎり、女子は「二流の男」にしかなりえず、性別役割という社会を構成する原理自体を根本的に解体・変革することにはなりえないからである。

上野の結論は、「参加型」にせよ「分離型」にせよ、それは『女性の国民化』のヴァージョン(変種)」に過ぎないということである¹⁵。それゆえ、国民国家という枠内における「差異か平等か」という問いは、その問い自体が女性にとって「罣」でしかない。『女性の国民化』——国民国家に「女性」として「参加する」ことは、それが分離型であれ参加型であれ、『女性≠市民』という背理を背負ったまま、国民国家と命運をともにすることにほかならない。その事情は「男性=市民」にとってはもっと逃れがたい罣であろう¹⁶。上野の提示した「参加型」「分離型」という分析のための概念は、単純で分かりいいが、そう簡単に割り切れるものでもない。例えば、婦選獲得同盟は婦選の獲得＝「参加型」の「国民化」に沿う形で運動を繰り広げたが、必ずしも「性別役割分担」を相対化していたわけではない¹⁷。また、このモデルを立てることによって、運動が「分離型」戦略へと同調していくことの必然性が検証されることで、当事者の思想形成過程や運動の対象者への働きかけ方のあり様の分析が不要になるわけではない。特に後者に関しては、筆者の問題関心に直接関わる点である。つまり、運動の当事者たちが自らの思想形成において「平等」や「差異」という価値をいかにして取り入れ、それを政治的な主張として表現していくにいたったのか、またその表現は具体的にどのようなかたちをとって現れ、国家という枠組みの中で参政権を要求するに際してどのような役割を果たしたのか、ということである。

しかし、この議論を概観してみても、より根本的な疑問がわき起こってくる。「女性の国民化」とは、「男性の国民化」をモデルとして、それを踏襲することを意味するのだろうか。言い換えれば、男性はすでに「国民化」されており、それを追いかけるように女性は「国民化」されるのだろうか、ということである。確かに上野が指摘するように、『国民』はその当初から女性性を排除することによって『男性性』の用語で定義され¹⁸ており、この意味からも「国民国家にはジェンダーがある」¹⁹のだが、だからといって『女性』が『国民』でなかった²⁰といえるだろうか。逆に「国民国家にジェンダーがある」からこそ「女性の国民化」と「男性の

国民化」という性別規範が成り立つとはいえないだろうか。前節でも確認したように、「国民化」とは、「国民」という「共同性」をもった集団に自己を同一化し、そのような態度を内面化することであり、仮にこれを広義の「国民化」とすれば、そのような共有された意識の上にジェンダーによって振り分けられた「女性の国民化」「男性の国民化」という狭義の「国民化」とでもいうものが成り立ちうるのではないだろうか。このように考えると、『女性』が『国民』でなかった」のではなく、女性は公私において従属的・周辺的な立場で「国民化」されていたといえるだろう。

おわりに — 国民国家から見た婦選運動 —

以上で述べてきたことを踏まえた上で婦選運動を見直してみるとどのようなことがいえるだろうか。婦選運動は、政治的に排除された女性が政治に参加することの権利を求めた運動であったが、性別役割や時期尚早を理由として、求めた権利を獲得することはかなわなかった。しかし、運動の当事者たちは、直接的な活動が困難を来すようになって、国策に協力し、貢献するという手段をとりながら、間接的に婦選の獲得をあきらめることはなかった。このプロセスが戦争への協力という意味を持ったことは否めないし、その意味で総力戦下における「女性の国民化」を意味した。しかし、「女性の国民化」がこれ以前にある一定の形を整えていたとすれば、この動きは「女性の国民化」の再編を目指すものに他ならない。前出上野は、館かおるの考察（注17参照）を参考にしながら、「（男子）普通選挙法とは、男性の間に階級や民族を超えた平等な共同性をうち立てる代わりに（ために）、女性の参政権を否認した法であった」²¹と指摘しているが、この状態こそが、少なくとも政治的な意味での「統合の装置」の完成、したがって「女性の国民化」のひとつの段階を示している。つまり、「普通選挙法」の制定によって女性の政治的な排除は完成するが、排除されることによって、逆説的に、従属的・周辺的な位置に「国民化」されたということである。婦選獲得同盟の結成が、「普通選挙法」制定直前の1924年末であったことを考えると、この動きは「女性の国民化」の再編に他ならない²²。公私にわたって従属化・周辺化が行きわたった状況を、婦選を梃子に変革するというのが彼女たちの意図だったからである。ここでは「女性の国民化」の再編としての婦選運動に関して、これ以上展開する準備はない。実際の運動の軌跡にそくして再編の過程を考察することは今後の課題としたい。

註

1. 以下、婦選運動と省略する。なお、ここでの婦選運動は、婦選獲得同盟（1924-1940）の運動を指しており、運動の当事者たちが用いたという歴史的な意味を重視して「婦人参政権」「婦選」の語を用いることにする。
2. 「戦前期婦人参政権獲得運動に関する考察 — 婦選獲得同盟の『政治教育』活動 —」『日本社会教育学会紀要』No. 35、日本社会教育学会、1999年6月、「市川房枝の政治教育思想 — 婦選獲得同盟における —」『日本社会教育学会紀要』No. 37、日本社会教育学会、2001年6月。
3. 「女性の国民化」に関しては、さしあたり、牟田和恵『戦略としての家族』新曜社、1996年、上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』青土社、1998年、小山静子『家庭の生成と女性の国民化』勁草書

- 房、1999年、を参照。
4. ベネディクト・アンダーソン『増補 想像の共同体』（白石さや・白石隆訳）NTT出版、1997年、24頁。
 5. 同前、75-90頁。
 6. アーネスト・ゲルナーによるナショナリズムの定義（「第一義的には、政治的な単位と民族的な単位とが一致しなければならないと主張する一つの政治的原理である」）は、このような観点からなされたものといえる。アーネスト・ゲルナー『民族とナショナリズム』（加藤節監訳）岩波書店、2000年、参照。
 7. アンダーソン前掲書、147頁。
 8. 同前、22頁。
 9. 大澤真幸「ネーションとエスニシティ」『民族・国家・エスニシティ』岩波書店、1996年、35頁。
 10. 同前、34-38頁。
 11. 西川長夫『国民国家の射程』柏書房、1998年、巻頭に掲げられた「表2 国民化（文明化）」。
 12. 同前、「表1 国民統合の前提と諸要素」。
 13. 西川長夫「日本型国民国家の形成」西川・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、1995年、30頁。
 14. 上野前掲書『ナショナリズムとジェンダー』67頁。
 15. 同前。
 16. 同前、95頁。
 17. ただし、この点については、女性が政治に携わることによって政治における現状の諸々の問題点が解決しうる、という「参政権効用論」は、「反対者や議会説得の際の論法としてよく使われた」、という指摘もある。館かおる「女性参政権とジェンダー」原ひろ子他編『ライブラリ相関社会科学2 ジェンダー』新世社、1994年、参照。これと同様の指摘、および、獲得同盟が「女性の家庭内役割」を根拠に婦人参政権の必要性を主張したという指摘は、小山前掲書『家庭の生成と女性の国民化』237-247頁を参照。
 18. 上野前掲書、91頁。
 19. 同前、95頁。傍点は上野による。
 20. 同前、91頁。
 21. 同前、28-29頁。
 22. しかし、このような再編の動きは、この時期に突然開始されたわけではない。牟田和恵は「女性民権のパイオニア」たちを分析しながら、「平等」を求めながらも「差異」へと陥ってしまう「女性の国民化」の側面を描き出している。「一面では状況の厳しさゆえのレトリックであるとしても、男性に伍して『国民』となるためには男性以上に愛国心を表明するのである。しかしそれにもかかわらず願いの認められない女性たちの、政治的権利獲得を求める根拠は次には、自身の熱烈な愛国の念から、国民となるべき男子の母であり妻であるという性役割におかれるようになる」。牟田前掲書『戦略としての家族』123頁。